

# 令和7年度 中野区外国人相談員（会計年度任用職員）募集要項

令和7年6月2日

中野区区民部区民サービス課

## 1 募集人員

1名

## 2 応募資格

- ・日本語及び中国語が堪能な方（中国語検定試験準1級以上、もしくはそれに準ずる方）
- ・基本的なパソコンスキル（オフィスソフト、メールソフト等）を有する方

※日本語を母語としない場合は、日本語能力試験N1（もしくはそれに準ずる語学力）が必要です。

※基本的なパソコンスキルについては、以下の内容の作業を行えるレベルを想定しています。

エクセル：セルの基本書式その他、表作成や基本的な関数の活用ができる

パワーポイント：スライドの作成や画像挿入、レイアウトの編集及び文字の装飾ができる

メール、ファイル：ファイルの添付等を含むメールの作成、ファイルの作成及びファイル名の変更並びにフォルダ管理ができる

※【別記】欠格条項に該当する場合、選考を受けることはできません。

## 3 職務内容

- （1）外国人の日常生活、行政サービス等に関する相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- （2）外国語で作成されたパンフレットを配布すること、その他の方法により外国人に対し区政情報の提供等を行うこと。
- （3）外国人向けの広報誌の発行等にかかる原稿の作成及び翻訳を行うこと。
- （4）中野区役所庁舎の案内に関すること。
- （5）その他、区民サービス課長が定める業務

※窓口対応においては、採用言語での対応に限らず、通訳機器等を用いて他の外国語話者の対応も行っています。

## 4 任用期間

令和7年9月1日より令和7年12月31日まで

## 5 勤務場所

中野区役所本庁舎（区民部区民サービス課区民相談係）

## 6 勤務日数及び勤務時間

### （１）勤務日数

月２０日（週５日勤務）

### （２）勤務時間

１日当たり６時間

午前１０時から午後５時まで（休憩時間１時間）

※超過勤務（時間外労働）が生じる場合があります。

## 7 休日

原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始

## 8 給与

報酬月額 約２５２,７５６円（予定）（地域手当相当分含む。）

※超過勤務が生じた場合は別途支給します。

※上記報酬額から社会保険料、雇用保険料本人負担額および源泉徴収所得税が差し引かれます。

※交通費支給（限度額あり）

※期末・勤勉手当の支給はありません。

## 9 休暇及び社会保険等

### （１）休暇

有給休暇：年次有給休暇、慶弔休暇、公民権行使等休暇等

無給休暇：子の看護休暇等

### （２）社会保険

東京都職員共済組合、厚生年金保険、雇用保険等の適用があります。

## 10 身分

地方公務員法第２２条の２第１項第１号に基づく一般職の非常勤職員（会計年度任用職員）

## 11 応募方法

選考申込書類（『中野区外国人相談員【中国語】採用選考申込書』、及び『中野区における勤務経歴等確認票』）にご記入のうえ、写真貼付及び成績等を証明できるもの（コピー）を添付し、【令和７年６月２３日（月曜日）必着】で下記の書類提出先へ郵送または持参にて提出してください。

※郵送の場合は、封筒の表に「中野区外国人相談員採用選考書類在中」と朱書きし、必ず簡易書留に

より郵送してください（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いません）。

※持参の場合は、平日（祝日を除く）午前8時30分から午後5時までの間にご持参ください。

※なお、応募書類につきましては返却いたしません。なお個人情報については、「中野区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正に管理し、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 12 選考

（1）選考方法 第一次選考 書類審査（上記11に掲げる応募書類により書類審査を行います。）

第二次選考 面接、語学審査

（2）面接日時 令和7年7月29日（火曜日）予定

※書類審査のうえ、令和7年7月中旬に可否及び面接日時を郵送によりご連絡いたします。

（3）面接会場 中野区役所（東京都中野区中野4-11-19）会議室（予定）

（4）結果通知 令和7年8月上旬に郵送によりお知らせいたします。

## 13 書類提出及び問い合わせ先

〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号

中野区 区民部 区民サービス課 区民相談係（中野区役所4階）

担 当：秋山・竹内

電 話：03-3228-8802

### 【別記】欠格条項（地方公務員法第16条）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者